○東北地方整備局告示第八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年四月十六日

東北地方整備局長　佐藤　克英

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道282号改築工事（一本木工区・岩手県滝沢市砂込地内）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県滝沢市砂込地内

２　使用の部分　岩手県滝沢市砂込地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県滝沢市砂込地内から同市留が森地内までの延長3,940ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道282号改築工事（一本木工区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道282号改築工事（一本木工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従前の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である岩手県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、本件区間の道路管理者である岩手県は、道路法第74条の規定による国道を改築する場合の必要な認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道282号（以下「本路線」という。）は、岩手県盛岡市を起点とし、滝沢市、八幡平市、秋田県鹿角市等を経由して、青森県平川市へ至る延長約117㎞の主要幹線道路である。

本路線は、東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北自動車道」という。）と並走しており、東北自動車道が事故や降雪等により通行止めになった際にはその代替路として利用されるほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による岩手県地域防災計画では第１次緊急輸送道路に指定されているなど、地域の重要な役割を担う路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、沿線に住家等が連たんする幅員が狭小な２車線の道路であり、本路線の沿線地域と盛岡市等との間を往来する物流等を担う通過交通と沿線住民等の生活交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、滝沢市一本木地内で17,797台／日であり、混雑度は1.54となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、必要な車道幅員等を備えた前後区間と連続して本件区間が整備されることにより、東北自動車道が通行止めになった際の代替路としての機能の向上にも資するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和元年11月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても岩手県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、東北自動車道の東側を迂回する申請案と、そのうちの起点側一部区間を現道拡幅方式で整備するルート案の２案による検討が行われている。

両案を比較すると、申請案は、必要な用地取得面積は多くなるものの、移転対象となる物件が少ないこと、橋梁等構造物の延長が短く施工性に優れること、事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本体事業の事業計画は合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、滝沢市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県滝沢市役所